

第 18 回 地方分権改革有識者会議・
第 17 回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成 26 年 10 月 29 日（水） 17：10～18：31

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木齊、谷口尚子、古川康、森雅志
の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲、伊藤正次の各構成員

〔政府〕平将明内閣府副大臣、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、満田
誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針（中間取りまとめ）について

（神野座長） それでは、第18回「地方分権改革有識者会議」と第17回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催します。

議員、構成員の皆さま方には大変御多用のところ、万障繰り合わせて御参集いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

本日は御公務大変お忙しいところを石破大臣と平副大臣に出席いただける予定でしたが、石破大臣におかれましては現在、出席されている衆議院の地方創生に関する特別委員会の進行が遅れておりました、その後、皇室関係の行事に出席されるということで、本日の有識者会議はやむなく欠席されると御連絡を頂戴しております。

なお、平副大臣は遅れて御臨席いただける予定です。

また、有識者会議の小早川座長代理、白石議員、後藤議員、勢一議員、また、提案募集検討専門部会の山本構成員が所用のため御欠席とのことでした。

それでは、議事に移りますが、お手元の議事次第を御覧ください。本日は、平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針（中間取りまとめ）について御議論を頂戴できればと思っております。

はじめに、事務局から「平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針（案）」とそれに係る対応方針別の分類状況について、御説明いただきます。

次に、高橋提案募集検討専門部会長から、重点事項に係る関係府省の対応状況及び提案募集検討専門部会における審議状況について御説明を頂戴いたします。

最後に、柏木農地・農村部会長から、農地・農村部会における審議状況について御説明

いただくということにしておりまして、一括で、お三方から御説明をいただいた上で意見交換に移りたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(三宅次長) 私から資料1と資料2について御説明申し上げます。

まず資料1ですが、はじめの2枚に方針を記載し、厚い別紙にはそれぞれの項目を方針別に分けてまとめたものでございます。

はじめの2枚について御説明申し上げます。こちらは部会でも御議論いただいた「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針(案)」です。

基本的な考え方と当面の方針を1番と2番に分けて記載しています。

1番は、これまでの経緯と提案の重要性、審議の経緯、今後の話を書いています。

1段落目については、4次にわたる分権一括法により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しを進めてまいりました。今後の地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとし、本年より提案募集方式を導入したという経緯を書いています。

次に、地方からの提案の多くは、人口減少や地域の活性化など地方が直面する課題に対し、地域の発想と創意工夫により解決策を見出す観点から提案されているものであり、これらを実現することは、この国の形を変える地方創生の推進を図る上でも重要であると記載しております。

提案が出されて以降、これまで有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきたということとして、今後はこの本部決定された実施の方針、それから、骨太の方針であります経済財政運営と改革の基本方針を踏まえまして、次の当面の方針に基づいて提案の最大限の実現を目指すということに記載しています。

2番です。当面の方針としまして別紙の1～5に掲げた事項について、それぞれ下記の(1)～(5)に基づき提案団体、内閣府、関係府省の間で引き続き提案の実現に向けて調整を行うこととしておりまして、その結果、措置を講じることとされたものについては、本年中に対応方針として取りまとめるとともに、法律の改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出すべきであるとしております。

それでは、(1)～(5)について、順にその区分けを御説明いたします。

(1)が、別紙1の提案について、提案を実現することを前提に実務面の調整を行う。その際、国等の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法、これは全国一律や個々の団体の発意に応じた選択的な移譲等も含めまして、具体的な調整を進めるといった分類です。

2ページ目に(2)がございまして、こちらは提案の実現に向けて実施の具体的手法や時期等について更なる検討が必要なものであり、引き続き調整の上、結論を得るというものです。

(3)は、提案内容は現行規定により対応可能であるとされておりますが、地方におい

て円滑な対応が可能となるよう、関係府省が通知等により具体的に周知をするとともに、丁寧な情報提供に努めるということを求めるものです。

(4) は、検討の方向性は合致していないが論点の共通認識を得た事項、あるいは検討の方向性の合致や論点の共通認識も得られていない事項などですが、更に論点の整理等を行い、可能な限り提案の実現に向けて努力するというものです。

(5) は、提案の実現について農地・農村部会において引き続き議論をし、結論を得るという分類のものです。

最後に、「3 その他」としまして、別紙6については提案団体から再検討を求める意見がなかったものです。

次ページ以降は大部なものでございますが、別紙の1ページ目からが、「(別紙1) 実現することを前提に実務面の調整を行う提案」です。

4ページ目からが、「(別紙2) 実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案」です。

11ページ目からが、「(別紙3) 現行規定により対応可能である提案」です。

18ページ目からが、「(別紙4) さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力する提案」です。

57ページ目からが、「(別紙5) 実現について農地・農村部会において引き続き議論する提案」です。

61ページ目からが、「(別紙6) 提案団体から再検討を求める意見がなかった提案」です。

この中身について、主要なものについては後ほど高橋部会長から審議の状況とともに御説明いただくものと存じます。

つづいて、資料2を御覧いただきまして、全体の状況を御説明申し上げたいと思います。

まず表の上のほうですが、先ほどの別紙1～6の分類を掲げております。間に小計を入れておりますが、別紙1～3については提案の実現に向けて歩み出しているもので、実現を前提に調整を行うものから現行規定で対応可能であるといったものです。

また、表の右下を御覧いただきますと、合計935件となっております。こちらが現時点の総提案数でして、その1つ上に81とございます。こちらが農地・農村部会で御議論いただいている事項です。

その更に上に352とあります。こちらは左側にいっていただきますと、「これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項」としてCと書いていますけれども、これは8月1日の当会議で重点事項を分類する際に整理をしたもので、こうした従来からの議論のものが、352を占めているものです。

これらを除いたものが少し上の502とあります。こちらが重点事項及び重点事項以外の新規事項等といった区分です。これは左側に進んでいきますと、小計が176とあります。この意味では176が実現に向けて進んでいるもので、176の右側、298が今後さらに論点の整理を行って、可能な限り実現に向けて努力していく提案の数です。

この176の内訳を上に進んでいただきますと71と105に分かれます。この71については重点事項としまして、提案募集検討専門部会で重点的にヒアリングを行っていただいた案件です。

176の内訳を見ますと、補助要綱等に係る規制緩和のものか、あるいはそれ以外のものを分類しており、多少実現の度合いが異なってくるというような様子が見受けられると思います。

今後の残された時間の中で、別紙4の項目についてさらに検討、調整を進め、小計の左側にある別紙1、2、3の区分の方に移していく作業を、今後精力的に行っていきたいと存じます。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、高橋提案募集検討専門部会長から専門部会における審議状況と、重点事項に関わる関係府省の対応状況について御説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高橋部会長) それでは、9月18日の合同会議で御報告いたしました以降の提案募集検討専門部会における検討状況と、重点事項の実現に向けた議論のより詳しい中身について、御報告申し上げます。

まず部会の検討状況の概要ですが、提案募集検討専門部会では9月19日までの各府省からの第1次ヒアリング等を踏まえた上で、9月26日の閣僚懇談会での石破大臣の御発言と、各府省への再検討要請等に合わせる形で、重点事項についてそれぞれ部会としての再検討の視点を文書でお示しし、回答をお願いしました。

各府省からは10月10日までに回答いただき、それに対して10月17日から27日の間に4日間、合計28時間余り、各府省からの第2次ヒアリングを集中的に実施いたしまして、中間取りまとめに向けた検討の方向性について意見交換をいたしました。

加えてヒアリングの場では、大臣の御発言を受け、提案が実現困難な場合には具体的などのような支障が想定されるのかということについて、各府省に確認するというを行いました。合計の審議時間数は、85時間になります。

次に、重点事項の実現に向けた議論の全般的な状況について御説明申し上げたいと思っております。今回の提案募集方式は、これまで取り組んだことのない初めての取組でして、実に多様な提案が寄せられました。かつ、時間が限られた中での議論でもありました。しかしながら、各府省からのヒアリングを重ねることを通じまして、提案の実現に向けて議論が進んできたというものがかなり出てきております。

また、これまでの分権一括法等で措置された事項と比較しましても、地方のニーズに応じた幅広い事項について、かなり前向きな対応を取りまとめることができたと考えています。

もちろん現時点で方向性が見えていない重点事項もたくさん残っておりますが、論点整

理自体は十分行いましたので、年末の政府の対応方針の取りまとめまでに内閣府や各府省、地方公共団体間で更なる調整をお願いし、また、必要に応じて部会においても更に議論を行いたいと考えております。

以上、議論の状況について総論的に御紹介いたしました。

以下では、個々の論点について順次、やや詳しく項目別に御紹介したいと思います。

資料3「重点事項に係る関係府省の対応状況」ということで、実現に向けて議論が進んでいる事項が整理されている別紙1、別紙2及び別紙3について、それぞれ主要な事項をピックアップしたいと思っております。

今後さらに検討が必要な事項をまとめた別紙4については、実現に向けた議論の進展度合いに応じてさらに2類型に区分しまして、それぞれ重要な事項について御報告するという形で進めてまいります。

まず別紙1です。「実現することを前提に実務面の調整を行う提案」ですが、まず最初は1ページ、通番13「介護認定審査会委員の任期の条例委任」です。関係府省の対応状況にありますように、任期を原則2年としつつも、地域の状況を踏まえて条例で柔軟に期間を設定できるように、必要な見直しを行うこととしていただきました。

次のページ、通番14「医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和」については、国の許可になっているものを都道府県に移譲するとともに、規制の内容も緩和するという提案でした。

①の麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県に移譲するという提案については、厚生労働省は当初は対応不可だとおっしゃっていましたが、しかしながら、議論の結果、都道府県への権限移譲を検討するというお答えをいただいています。

また、②の麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可期間、③の麻薬取扱免許の有効期限の延長についても、同じく当初は対応不可ということでしたが、いずれも現行からの期間の延長ということをお約束いただいています。

通番16「指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止」ですが、これについては設置の認可を事前届出制に改めるための学校教育法の改正を行うということにさせていただいております。全国知事会、全国市長会が一致して廃止を求めていただいた結果が、現れていると考えています。

次に3ページ、通番35「地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲」です。これについては国が認定した構造改革特別区域において、地方公共団体が独自に企画実施する研修を修了した方については、報酬を得て通訳案内を業として行うことができるようにする。そのために構造改革特区法の改正法案を今臨時国会に提出していただきます。

4ページ、通番39「マイナンバー利用事務の拡大」です。特定優良賃貸住宅に係る事務については、現行法ではこの事務の中に含まれておりませんが、これを番号法の別表に追加するという改正措置をとっていただくことになりました。

通番 40「消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲」についても、希望する都道府県に対して、都道府県区域外への報告徴収、立入調査権限を付与するように、必要な見直しを行うこととしていただいております。

以上、別紙 1 の中では特に 2 ページの通番 14「医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和」について特に御報告申し上げます。この提案については当初、御紹介しましたように厚生労働省の姿勢はかなり強固なものでした。しかしながら、ヒアリングとその後の内閣府と厚生労働省とのやり取りにより、提案が実現したものです。そういう意味では今回の作業における成果の代表例としてよいと私どもとしては考えております。

次は 5 ページ、別紙 2「実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案」です。

これについては 5 ページ、通番 1「一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲」です。提案のような事案については、合理的な対応ができるように運用実態等を調査することになっていますが、運用方法を検討するという結論を出していただいております。

次が通番 2「都市計画の軽易な変更の見直し」です。軽易な変更となる事項について、対応していただくという提案でしたが、これについても運用実態等について今後検討するというお答えをいただきました。

さらに通番 3「開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大」についても、公園設置を義務付ける下限面積がかなり厳しい基準になっておりますが、運用実態等の調査を踏まえ、これを条例化するということを含めて見直しを検討するということをお約束いただきました。

次が 7 ページ、通番 12「介護保険事業に係る規制緩和」については、国が養成した認知症地域支援推進員を置かなければならないことになっているのですが、地方が独自に養成した者も認めるように、推進員の研修の在り方を含めてこの要綱の見直しをすることを検討いただいております。

次が 8 ページ、通番 15「社会医療法人の認定要件緩和」です。

まず①のへき地医療拠点病院への医師派遣について、認定の要件は若干厳しく、②の社会医療法人が複数県にまたがる場合の取扱いについても、地方からは取扱いが厳しいという趣旨の御提案をいただいております。これについては厚生労働省の検討会で更に検討するというお約束をいただきました。

次が 49 番「臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲」です。研修医の募集定数については、現在のところは調整枠ですが、これについて都道府県が希望する場合については調整枠だけではなくて、基礎数も含めて病院に配分できるという形で、都道府県の権限強化を医道審議会でも検討することをお約束いただいております。

次が 9 ページ、通番 50「県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲」です。これに

については、文部科学省からは、広域の人事調整の仕組みに配慮する必要があるなど中教審答申の指摘を踏まえまして、都道府県等における教職員人事全体に支障がないことが確認できた場合については、必要な対応をするということを回答いただいています。

次が 10 ページ、通番 51「水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲」という内容です。これについては当初、厚生労働省は衛生上の問題として難しいというように言っておられました。しかしながら、その後のやり取りの中で意欲的な都道府県に対しては水道事業については手挙げ方式による権限の移譲を検討してもよいという回答をいただいています。

11 ページ、通番 53「旅館業法の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し」です。暴力団排除についてはいろいろと地方公共団体から提案がございました。採石業、砂利採取業については、警察庁や都道府県の協力を得て立法事実の把握を進めながら、法制部局との調整をして今後検討していくというお答えをいただいています。

13 ページ、通番 23「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲」についても、権限移譲の実現に向けて経済産業省の審議会である新エネルギー小委員会の場も活用しながら、検討を対応したいという回答をいただいております。

次が通番 25「複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲」です。現在は地方農政局にこの認可権限がありますが、権限移譲に向けた都道府県間連携の仕組みができれば、実現に向けて検討したいと回答をいただきました。

14 ページ、通番 57「工場立地法の緑地面積に係る規制緩和」についても、提案団体との協議を踏まえて支障事例等を把握した上で、規制緩和の合理性が確認できれば必要なプロセスを経て実現を図るという回答をいただいております。

以上、別紙 2 については、基本的に実現に向けた取組が進められているものを御報告いたしました。しかしながら 6 ページ、通番 41「開発行為の許可権限の希望する市への移譲」と、通番 42 の「町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止」については、検討することについては合意していますが、具体的にどのような方向性で検討するかということまでは一致が見られておりません。これらの事項については、地方側からかなり強い要望があることを踏まえ、今後更なる調整をしていきたいと考えています。

以上のように、まだ引き続きの調整が必要な項目もございます。しかし、別紙 2 の項目は部会における議論の結果として、改革の方向性を示すことができたもので、その典型例として、10 ページ、通番 51「水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲」を挙げることができます。これは専門部会における議論を通じて、厚生労働省も、水道事業の広域化を進めなければいけない、こういう観点から認可権限を行使する能力と体制を持ち、意欲のある都道府県に対しては権限を移譲していいと姿勢を改めていただいたものです。

今回、新たに設けられた手挙げ方式による権限移譲の提案が活かされた事例として評価するものでして、この点は特に御紹介したいと思っています。

次が 16 ページ、別紙 3 です。「現行規定により対応可能である提案」です。これらについては、関係府省に対して、通知等により対応可能であるということを自治体にきちんと周知していただくことも併せてお願いしていることをつけ加えさせていただきます。

まず通番 4「都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和」です。都市公園の駐車場にポールを建て、上部空間を利用して太陽光発電施設を設置したいという提案でしたが、法令の解釈では可能であるという回答をいただきまして、その旨、明確にさせていただくことになっています。

次が通番 43「都市公園の廃止に係る規定の弾力化」ということで、現行の規定上、地方公共団体の判断により都市の集約化に伴う都市公園の廃止は可能であるということを解釈として示していただきました。その旨、きちんとコンメンタル等を改正していただく等の必要な周知措置をとっていただくことになると思われます。

17 ページ、通番 14「医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和」のうち規制緩和は、この案件について唯一残った事項でして、現行規定上、小売業者間の譲渡について、新規処方の規定のみならず、当該患者に対して引き続き処方が必要な場合についても、薬局間の譲渡が可能だという解釈を示していただくということで一致をしました。

18 ページ、通番 29「電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和」ですが、道路区域外に余地があっても利便性や費用負担の面で問題がある場合については、道路区域に電気自動車用の急速充電器等を設置してよいということで、より設置しやすくなる解釈を示していただくことになっています。

通番 31「備蓄（防災）倉庫に係る建築確認等の規制緩和」です。現在、防災施設を整備することが極めて重要ですが、従来、建築確認がネックになっていました。これに関連して現行規定上も防災倉庫は建築物に該当しないため建築確認は不要であり、第 1 種低層住居専用地域への設置も可能であるという解釈を示していただくことになりました。

19 ページ、通番 58「公営住宅建替事業の施行要件の緩和」です。現在、公営住宅の建替が進んでおりますが、その要件を緩和してほしいという提案について、国土交通省は当初対応不可としていました。現行法上、幾つかある要件のうち、市街地等の区域にあることという市街地要件については、都市計画区域外にある公営住宅を必ずしも排除するものではないという解釈を示していただきました。

また、戸数要件として、除却すべき公営住宅の戸数以上を確保しなければならなかったのですが、最近空き家が多い場合もあるという事情もあり、除却前の入居数以上の戸数を確保すれば法定建て替えの要件に当たるという解釈も示していただくということで、建て替えが行いやすくなりました。

次は、20 ページ、別紙 4 です。「さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力する提案」については、各府省との実現に向けた提案の進捗状況に応じまして、「論点の共通理解までは至っている事項」と、「議論が平行線となっている事項」の 2 類型に分ける

ことができると思います。したがって、それぞれその主な事項について説明をさせていただきます。

まず共通理解に至っている事項ですが、23 ページ、通番 10「放課後児童クラブの補助条件の見直し」です。放課後児童クラブの充実は今重要な課題になっておりますが、特に小規模クラブに対する補助が重要になっております。これについては消費税財源を投入した子ども・子育て支援新制度の質の改善事項に含まれますが、今後、他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含めて、予算編成過程の中で検討したいとのことで、その重要性の認識自体は一致したということでこの分類に整理しています。

続いて 37 ページの通番 30、先ほど出てきました「公営住宅に係る規制緩和」のうち、明渡請求の関係で強制明渡の対象となる高額所得者基準という事項があります。そのうち①の事項については現在は政令で全国一律に基準が設定されているのですが、必ずしも全国一律の金額で定める必要はないのではないかということについては、国土交通省との共通認識に立つことができました。これに関連して 39 ページ、通番 58「公営住宅建替事業の施行要件の緩和」と併せて引き続き検討していただきたいとしているところです。

39 ページ、通番 34「地域バス路線に係る補助要件の緩和」です。これは補助金の話なのですが、一律の要件緩和は実現困難であるものの、現在、地域公共交通の再構築を支援する観点から、補助制度の重点化を図る方向で検討を行っているので、要件見直しについては、それに合わせて検討したいというお答えをいただいております。

同ページ、通番 36「CIQ 業務権限の都道府県への移譲」です。CIQ というのは御承知のように税関とか検疫等の権限ですが、これについて必ずしも国の権限を移譲しなくても臨機応変に対応職員を空港に派遣することは可能である、そのための体制は整備しているというふうにおっしゃっていただきまして、自治体がビジネスジェットを他の国の施設と競争して誘致を行うことは、実現可能だというお答えをいただくに至っております。

以上は共通の土台がある事項ですが、次が議論が平行線になっている事項でございます。

20 ページにお戻りいただきまして、通番 44「保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲」です。現在でも実質的に都道府県が審査を担っているという点に照らしまして、権限移譲すべきという当方の指摘に対して、農林水産省からはナショナルミニマムであるため、国で担うべきという強い反論が返ってまいりました。

続いて 26 ページ、通番 47「保育所等の児童福祉施設に係る『従うべき基準』の見直し」ですが、これについては大阪市などでは安全性の確保の措置をとりながら、特に面積基準の緩和によってより多くの児童を受け入れて、待機児童解消に大きな成果を得ています。このことから基準の緩和を図るべきであると申し上げたのですが、厚生労働省からは子供の健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については、国が最低基準を定めるべきであると原則論を頂いたということです。

27 ページ、通番 18「鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲」は環境省関係ですが、これについても鳥獣捕獲許可については事務処理特例制度により既にかなり権限移譲が進んでおり

ますし、地域性の高い被害防止については権限移譲してもいいのではないかとお願いしたところ、環境省からは権限移譲の対象となる鳥獣種類というのは、地域の実情に応じて極めて多々である。許可目的や鳥獣種を特定して一律に権限を移譲することは困難であるという原則論を頂いたところです。

35 ページ、通番 56「緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲」ですが、一般的には現行制度の企業立地促進法による特例で地域準則を定めることができるようになってきているところ、提案団体の場合は一部の要件を満たしていないため定められないので、その一般法である工場立地法の条例制定権限を現行の市のみならず希望する町村にまで移譲してほしいという提案でした。しかしながら、これに対し経済産業省からは、今回の件については特別法である企業立地促進法で対応できるという認識は変わらないという回答しか得られていないという事案です。

次は 36 ページ、通番 27「二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止」です。当方からは基本方針等について国の同意までは必要なく、特に地域性の高い利水や環境については同意を廃止すべきではないかと申し上げました。しかしながら、これに対しまして国土交通省からは、国民が災害からの安全を等しく享受するためには大臣同意が必要であり、さらに、治水と利水と環境の機能は相互に密接に関連しているので、同意項目を切り分けることはできないという意向で変わらなかったということです。

その他、34 ページ等ですが、地域振興関係の立法ということで、地域が自主的にスピード感を持って地域経済の活性化を図ることができるように、一律に見直す必要があると私どもは考えております。

以上、これらの項目の中で特に御紹介したい項目としては、先ほど申し上げました 26 ページの通番 47「保育所等の児童福祉施設に係る『従うべき基準』の見直し」があります。先ほど申しましたように面積基準については大阪市の例があり、安全確保措置をとりながら特例を利用して待機児童の大幅な削減に結び付けている自治体の先進事例があります。これに対して厚生労働省の側としては、将来は解消すべき特例措置であるという立場から、この特例の取扱いに臨むという回答をされておりまして、大阪市のような独自の工夫を阻害することがないように、引き続き面積基準の見直し等に向けて省庁との調整を行う必要があると考えております。

以上、概要を御報告させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

審議時間が 84 時間 55 分、提案募集検討専門部会の皆様方には大変御苦勞いただいたこと、深く感謝申し上げます。

それでは、続きまして、柏木部会長から農地・農村部会における審議状況について御説明をお願いしたいと思います。

(柏木議員) それでは、農地・農村部会における検討状況について御報告させていただきます。

農地・農村部会では前回御報告した以降も、地方六団体及び農林水産省からのヒアリングを重ねて議論を深めてまいりました。

資料2に今回の提案の分類を出していただいておりますが、農地・農村部会で議論する事項の中で特に別紙5に分類されている引き続き議論する提案、これは農地の転用に関する権限移譲、国との協議の廃止について自治体からの提案をいただいているものです。

部会の検討状況は、資料5の1ページ目のおりです。この2ページ以降にヒアリングをしました地方団体及び農林水産省の双方の主張をまとめています。

まずマクロ管理についてです。マクロ管理とは、食料自給率の向上を図るため、基礎となる農地面積をいかに確保するかという点で、この農地転用についてどう考えるかということでございます。

地方六団体については2ページ目の枠囲み、点線の中にある提言のポイントを御覧いただければと思いますが、農地確保に関して市町村が責任を共有する仕組みを提言していただいております。具体的には市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本として、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の農地の総量確保目標を設定するとし、目標管理に係る実行計画を策定し、第三者機関が事後評価を行うという提言をいただいております。

一方で農林水産省は、右側の点線にある農林水産省の考え方のポイントの部分にあるように、現在、目標設定に当たって、都道府県に対して都道府県の目標設定基準案だけが示されていますが、これに加えて、国の目標面積案についても都道府県に示し、さらに、都道府県を通じて市町村からも意見を聞き、都道府県と調整を図った上で目標を設定する方向で検討することとしております。

このように農地の総量確保、マクロ管理については、地方六団体と農林水産省との間で、国と地方が協力して現場の実情を踏まえた上で目標を設定していくことに対しては、共通の認識に立っているものと認識しております。

更にページをめくっていただいて3ページ目、今度はいわゆる農地転用許可制度等のミクロの部分についてです。これについて地方六団体からは一番上の点線にありますように、2ha超4ha以下に係る大臣協議を廃止し、さらに4ha超に係る大臣許可を含め、農地転用権限を市町村へ移譲することを求めています。

一方、農林水産省は資料の右側にあるように、権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進することに対応できないとして現行制度を維持するという姿勢です。

さらに農林水産省からは、今の臨時国会に提出されています地域再生法改正法案において、農業の6次産業化に資する施設等については、市町村が計画を策定することにより4ha超の農地についても都道府県判断で転用が可能とするスキームが示されました。

これに対して地方団体からは、この法案と同様のスキームがミクロ管理に関する答えであるとするならば、市町村の計画策定に認定等の国の関与が実際にはあるということになり、地域の主体的なまちづくりの実現には遠く、農地に係る国と地方の役割分担の再構築

には当たらない旨の反論がなされております。

このように、個別の農地転用の権限の実施主体、ミクロ管理の部分については、地方六団体と農林水産省の間でいまだ考え方の隔たりが大きく、今後一層の調整、検討が必要になってくると考えております。

最後になりますが、同じ3ページの黄色の欄の下の方に農業会議について触れておりますけれども、地方六団体は都道府県農業会議の意見聴取に係る一律の義務付けを廃止することを求めているのに対し、農林水産省は都道府県農業会議の在り方については、本年6月に閣議決定されている規制改革実施計画等において見直しを行うとされていることから、これと併せて検討する必要があるとしています。

重ねての御説明となりますが、マクロ管理については一定の共通認識が得られつつある一方、ミクロの管理についてはまだ隔たりが大きい状況です。今後、農地・農村部会としましては、農地制度における国と地方の役割分担の在り方について、政府内における調整状況も踏まえながら年内に結論を出すことを目指し、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

農地・農村部会におかれましても、精力的に取り組んでいただいたことに深く感謝を申し上げます。

では、意見交換に移りたいと存じますが、冒頭申し上げたように平副大臣が大変お忙しい中駆けつけてくださいましたので、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、御意見を頂きたいと思いますが、提案募集検討専門部会の磯部構成員と伊藤構成員から、今後更なる調整が必要な重点事項を中心にしながら、何か部会での議論について補足のコメント等々いただけることがあれば頂戴したいと思います。いかがでございますか。

(伊藤構成員) 付け加えるというわけではないですが、今後の方向性について御検討いただきたいことについて、個人的な考えを申し上げます。

1つは今回、地方からの提案募集という形になっており、地方六団体を始めとして都道府県、市町村等からそれぞれ御提案いただいているわけですが、中には必ずしも地方団体間での意見や方向性が一致していないものもあります。あるいは全て一律に移譲するのか、それとも手挙げ方式により移譲するのかという点について、必ずしも一致が見られていないというケースもありますので、これらについて、もちろんこれから関係府省との間でも検討していくということですが、地方団体においても方向性について御検討いただきたいということです。

また、タイミング的な問題もあり、保育所の関係などについては、来年度から子ども・子育て支援新制度が始まるということになっておりまして、今回の取組で一定の方向性を

出していくことが相当難しいものがあったというのが参加して得られた感想です。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

磯部構成員、よろしいですか。

(磯部構成員) 特に付け加えることはありませんけれども、私も今、伊藤構成員がおっしゃったのと同様に、地方団体や各提案者の中できちんと意思疎通がとれていて、現実としてこういう問題があるということが語られている提案は説得力があったと感じます。地方団体においてもう少し問題点をはっきりさせ、どのように対応するか、詰めるべきところはもっと詰めていただきたいという感想を持ちました。

さらに言うならば、これも高橋部会長がおっしゃったように、現行規定で対応可能というものについて、ヒアリングの結果、明確に通知を出すとか、コンメンタールを書き換えるというのもあったと思います。そういう具体的な対応を明示いただいたケースもある一方、何となく終わってしまったものもないではないような気もしますので、是非今後、通知等で明示するなど、目に見える形で現場が迷いなく動けるようにするというところを努めて行っていただきたいという感想を持ちました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

森議員、どうぞ。

(森議員) 今、先生がおっしゃったことは、私も全くそのとおりで、現行法上できるという分類のものについても、大変大きな意味があると思っています。

個別に一自治体であっても、制度等の解釈についてしっかりと詰めていった結果、ちゃんとできるんだという結論を得たことを何度も経験していますので、ある意味、言葉が悪いのですが、省庁の中での、例えば下水道事業だけを担っている人たちの下水道文化みたいなものがあったり、公園事業だけを担っている人たちの公園文化みたいなものあって、それが都道府県や市町村の職員にまで浸透しています。例えば、私のような門外漢が街区公園で近くの高齢者を集めて野菜を作ろうとしたのです。そうすると、市役所の職員も「それは公園法上できない」。都道府県に聞いても、「そんなことはできない」。国に聞いても「できない」と言われました。ところが、公園法の逐条解説をつぶさに読んでも、どこにもそんなことは書いていないわけで、実際に取り組んで、よく考えてみるとできたということもあります。

つまり公の財産を特定の私人が自家消費するために野菜を作るというのは、確かにできないのですが、例えば公園でさつまいもを栽培して、焼きいもを作り、子供たちと食べるということで、地域コミュニティの醸成につなげたり、外出機会の少ない高齢者の外出機会にすることができます。市民農園は大概郊外にあるので都市部にいる高齢者は関われないわけです。そういうことを説明すると、一定の公益性がある事業であれば、やはりいいものだということになっていくということだろうと思います。

改めて、提案募集検討専門部会の皆様においては、85 時間に及ぶ議論に心から感謝申し上げます。

説明にもありましたが、都市公園を廃止しようとするとき、同等面積のものを用意しないとだめだとずっと思い込んでいる「公園族」が多いわけですが、やってみたらできるのではないかとことがあるので、そのようなものについては、是非それぞれの府省に対してしっかり基礎自治体まで届くように通知をしてもらおうとか、コンメンタールをきちんと書き換えてもらうなど、そういうことについても是非お願いしたいと思います。

もう一点は、先ほどの高橋先生の御説明で、少しどちらに類型されたかわからなかったのですが、公営住宅の現地建替要件については、前向きに考えるという状況なのでしょうか。

(高橋部会長) 引き続き検討するという状況です。したがって、これから要調整ということだと思います。

(森議員) 現行制度は全く時代に合わない考え方で、取壊しをして、そこに新たに造るといときに、敷地に余裕があればまず建てて、入居者が移った後に・・・。

(高橋部会長) それは敷地内なのでできるということです。敷地が少し離れていると、法定建て替えにならないのですが、計画的に少し離れたところに公営住宅を集約することもありますので、その辺りについては引き続き調整をしていきます。

(森議員) いずれにしても、今、申し上げましたように、できるものについてできないとされていることが随分たくさんあると思いますので、それを前向きにきちんと通知、通達をやり直してもらおうということを是非お願いしたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

古川議員、どうぞ。

(古川議員) ありがとうございます。

まず外形的な話からですが、資料3の別紙1の項目数ですが、6項目と書いていますね。項目を数えてみると7あるのです。先ほど高橋部会長は3ページの24番、水素ステーションのことについて言及されなかったのですが、この取扱いは何か違うのかなという印象を受けたのですが。

(三宅次長) 記載ミスでございます。項目数は7でございます。

(古川議員) そうですか。

次に5ページですが、5ページから別紙2がありますね。ここ22項目と書いてあるのですが、私が数えてみると21しかないように思うのですが、それも単なる記載ミスでしょうか。

(三宅次長) 申し訳ございません。表の方が正しいです。

(古川議員) 分かりました。

(高橋部会長) 我々も大変だったのですが、国会等の対応も並行して行われ、事務局も本当に御苦労いただきました。私からその辺も御紹介しておきたいと思います。

(古川議員) では、中身の話ですが、まず今回の提案募集に関連して、本当によくここまでしていただいたと思います。第1次回答がああいう惨憺たるもので、それに対して総理からも、また、石破大臣を始めとする閣僚からもこれではいけないということで、随分発破をかけていただいたのがいい結果になってきているということではないかと思っております。引き続きいい方向になるように検討をお願いしたいと思っております。それで逆にこの提案募集がうまくいかないと、地方のほうは大きな失望をするだろうと思っております。その意味では今、政府が地方創生、まち・ひと・しごとでやるぞとおっしゃっておられるのに、具体論になると全然違うではないかということが地方にわっと広がってってしまうということなのです。やはりそうならないように、これまでとは違うという印象になっていくように、異次元の取組をしていただいていると思っております。是非引き続きそこをお願いしたいと思っております。

私どもから提案しているものの中で、なかなか厳しい反応しか返ってきていないものの代表が、保育所における看護師の配置についてでして、看護師だけでなく准看護師でもいいのではないかと提案しているのですけれども、それは駄目だということで厚生労働省からは反応が返ってきています。

でも、例えば病院のようにずっとそこにお世話にならないといけないところであれば、どうしても正看護師でなければならないというところがあるのだと思うのですが、保育所にずっといる人というのはいません。ただでさえ看護師が足りなくて困っているわけですので、本当に看護師でなければならないところに先に配置をすべきだと考えており、限られた時間の間、子供たちがいる場所である保育所の部分というのは、准看護師でも十分にその機能を果たすことができるのではないかと思っております。保育所から現に看護師がいなくて准看護師で何とかならないと言われておりますので、待機児童解消のためにも保育所を増やすという話が出てくるとすると、なおさら看護師が足りなくなります。ただでさえ足りないのに、看護師の数がさらにひっ迫するようなことを行おうとしているわけですから、そこは実態の部分で是非とも准看護師でもいいというような対応をしていかなければ、保育所が機能しなくなるのではないかと非常に心配しています。

今回、私が見ていて保育所に関して思ったのは、佐賀県はそういう問題意識なのですけれども、例えば大都市のほうでは面積要件についてのお話が出ておりますし、地方のほうは職員の資格要件の緩和といった感じで、地域によってやってほしいことが違うのです。これが当たり前だろうと思います。全国一律にこうしろというのではなくて、私どもは面積要件は余り問題にしていません。だからそのようにして、地域によって問題になっていることが違うというのが今の地方分権に求める姿だと思っておりますので、是非そういったことが実現できるように、まさに住民が実感できるような地方分権改革の成果となるように期待をしたいと思っております。

この件については、とりあえず以上とさせていただきます。

(森議員) 今、古川知事がお話になったのは、病児・病後児保育のことだと思います。病児・病後児の子供を預からないときは別に看護師はいなくてもいいのですが、病児・病後児保育の充実というのは働く女性にとって非常に大事なことなので、ここはやはり箇所が増えるような考え方で臨むべきだろうと思います。

なお、もう一つ言いますと、現在の厚生労働省の要綱では、保育所で熱が出た子供はまだ医師に診てもらっていないので病児にならないのです。私は保育所で熱が出た子供を市がつくる拠点施設にいる市職員の保育士や退職した保育士が母親に代わって迎えに行き、母親が仕事が終わるまでその施設で預かるという仕組みをつくれぬか検討しているのですが、現在の要綱ではできません。

医師がこの子は病気ですと言えば、その瞬間から病児なのですが、保育所の園長が熱があるからこの子はきっと病気だと言っているだけでは病児にならないということなので、それは確かにそうかもしれませんが、しかし、何を実現したいかということの観点から考えていくと、今、全国で働く女性の、特に保育園に預けている母親の一番の課題は、仕事を途中で早退して迎えに行かなければいけないということなのです。これを改善することが大変大事な視点だと思っております、こういったことも含めて是非前向きに厚生労働省に働きかけをお願いしたいと思います。

(高橋部会長) 今の御指摘は大変重要なことだと思います。

その意味で、特に今、森議員がおっしゃったように、これまで自治体で信じられていた解釈について、世の中は変わったので変えますと行って変えていただいたら、これは法令改正にも近い大きな前進だと私は思っております、そういう意味で今回の作業には意義があったのではないかと私は思っています。

先ほどの保育所の件についても、かなり原則的な対応をせざるを得ないということを経済労働省が第2次ヒアリングのときにおっしゃったのですが、ただ、これ自身は一歩も譲らないということの意味しておりません。これからきちんとお話をし、しかるべきいい方向を見つけていきたい、ともおっしゃっていただいておりますので、引き続き調整という形で頑張ってくださいと思っています。

以上です。

(神野座長) 他いかがでございますか。谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) 本当にまず、提案募集検討専門部会の先生方、農地・農村部会の先生方、また、関係府省の皆様、本当にありがとうございます。大変勉強になりましたし、この文章の裏にもものすごい議論があったのだろうと思います。

参考資料2で提案募集方式における地方からの提案状況の件数を拝見したところ、府省の所管の仕事の内容によって提案のある部分に偏りがある。とりわけ厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省に偏っており、住民の生活に近いところや暮らし向き、地域の活性化、便利化する部分に非常に集中しています。財政が厳しい中で地方自治体が何とか住民サービスを提供し地域をよくしようと思ったときに、そういった住民に近い分野

が最も提案として強く提示されるということを改めて感じました。各府省にあっても大変厳しい御判断をされたかと思うのですけれども、暮らし向きと地域に近い部分については御検討いただけるのは有り難いなと思いました。

また、先ほど森議員が保育所のことをおっしゃっていて、私も懐かしく思いましたけれども、インフルエンザ等の決められた病気や感染症にかかった場合は登園が一定日数禁止されますので、そうすると何日間会社を休めるのかということになってくるので、恐らく病後児保育の拠点というのは、保育所の看護師さんと関係なくどうしても必要になってくるので、そういった点においてはおっしゃるとおりだなと思いました。

以上です。

(神野座長) 森議員、どうぞ。

(森議員) 柏木部会長を筆頭に農地・農村部会も大変な御努力をされたのだと思っております。是非一層の検討をお願いしたいと思っております。

地方六団体も農地を減らすことについては大いに問題意識を持っていて、マクロの部分では今、御指摘があったように、前提として農地を守らなければいけないということがあります。かつて470万haとか言っていたものが、もう450万haぐらいの話をしていますから、急激にここ数年で優良農地が落ちているということは大変深刻なことだと思います。

それはそれとしながら、ミクロのところで多くの関係団体や関係者が声を上げているということをしっかり踏まえていただいて、是非今後とも交渉、協議をお願いしたいということを、自分が当事者でないだけに気楽に言っていますが、大変難しい問題だということを踏まえてお願いしたいと思います。

(神野座長) 柏木議員、何かありましたらどうぞ。

(柏木議員) ありがとうございます。

お話のあった農地の確保の問題で、平成32年度に自給率50%を目指すという計画の中で作られている農地の確保面積というものがありますが、既に実態とかなり乖離をしているということで、このことに対する危機感は農林水産省も地方自治体も一致しています。その乖離の中身を見ますと、一番大きい要因は耕作放棄地に対する推定がずれているということで、耕作放棄地はなぜ生じるかということ、高齢化の中で耕作に従事できない方が発生している一方で、新しく農業に参加する方がなかなか生まれないということが挙げられます。

したがって、農業に携わっている人たちがどのような年齢構成で、どのような人たちが新たに従事しないといけないかを考えなければ耕作放棄地の問題は解消できないと思えますし、実態的には現場をよく知っている市町村の参加がないと、この問題は解決できないだろうと思っています。そのことに対しては、地方六団体の中からも自分たちも責任を持って取り組みたいという大変思いのある御発言もいただいているところですが、国が掲げる全体目標をどう管理するかという部分と、地方側が自治体から積み上げてくる部分についてどのような形で最終的な全体の目標にするかというプロセスがまだ結論に至っていない

いというのが現状です。

ただ、国と地方が協議して農地の総量確保目標を定める必要があるという共通認識があることは結構大きな前進だと思っております、そこも含めて、森市長からもエールをいただいておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

(神野座長) 古川議員、どうぞ。

(古川議員) ありがとうございます。

農地・農村部会についても、本当に柏木部会長にも御努力いただいて、なかなか「進んでいる」というところまではいかないのかもしれませんが、各方面からの御意見を聞いていただいております、論点は明確になりつつあるなと思っております。

これまでと異なるのは、漠然と「地方に権限移譲を」と言っていたところを、漠然とではなく全国知事会も含めて全国市長会、全国町村会と議論をして、これは現場を一番よく御存じの市町村長に判断していただくのが一番だということで、地方はきちんと整理をしているという点が1点であります。

また、この前の国と地方の協議の場のときに全国市長会会長である森民夫長岡市長から、この農地の問題は「天王山」であるということも言われていただいて、市町村が期待しているだけに、是非それをとにかく納得のいく形で決着をつけていただきたいということを中心に願います。

これまでの我々の反省もきちんと行っています。例えば一部の農地転用について事務的によくなかったことがあり、こういったことを二度としないためにも、もう少し事務的な処理基準のようなものを明確にしたほうがいだろうということは我々も思っています。一方で、これまで、国としてどれほどの農地を確保するのかということも議論して決めていったときに、市町村が全く置き去りにされているというか、議論に加わることができなかったということは、やはりいけないだろうと思います。先に国として全体でこれだけ欲しいからということが決められ、現場を御存じの市町村長さんから見るときには、とてつもないような目標が割り当てられるということになっているわけですし、それは幾ら何でも守れないというのが私たちの感覚です。

だから今回はきちんと話をしてお互いが協議の下で作った目標については、守ることが地方の側の義務であるということでもありますから、これは大きな変化が出ようとしているということだと思います。我々も責任を持つので、その分だけきちんと完結した責任を持たせてもらうためにも、この農地の転用については市町村長が責任を持って行うという仕組みにしていきたいという、ミクロ、マクロセットで我々は話をしておりますので、引き続き努力をお願いしたいと思いますし、論点が明確になってきましたので、そろそろこういうことでどうだというような案が出てきたほうが良いと思っております。非常に厳しい局面になるかもしれませんが、是非柏木議員にはその点からも、あとひと踏ん張りをお願いしたいと思います。

(神野座長) 他はいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。熱心に御議論を頂戴しまして、深く感謝する次第です。

おおよそまとめますと、資料1で示されております当面の方針に基づいて、この方向で進めていこうという御議論や御意見だったと思いますので、この有識者会議として資料1の「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」を有識者会議の決定として御承認いただいたことにさせていただきます。

私どもの願いとしては、政府におかれても本日の議論等々を御勘案していただいた上で、この提案を最大限実現できるように年末の政府の対応方針の決定に向けて、当面の方針に基づきながら各府省、地方側とさらなる調整をお願いしたいと考えております。

また、地方分権改革有識者会議においても、当面の方針実現に向けて更に審議を重ね、これまでも両部会には大変なエネルギーを消費していただいているわけですが、さらに審議を行いたいと思いますので、政府におかれても一層の御尽力をお願いする次第です。

それでは、最後に平副大臣から御挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。

(平副大臣) 本日はどうもありがとうございました。

衆議院で地方創生に関する特別委員会がありまして、時間が少し押してしまい、石破大臣も出席の予定でしたが、かなわなくなってしまいました。また、私もできる限り最初から最後まで出席しようと思っておりましたが、遅刻をしまして申し訳ありませんでした。

前回の会議は、内閣改造をして石破大臣と私が初めて参加させていただき、私は最初から最後まで議論をお聞きしましたが、政務がきちんと出席することは大事であると感じました。森議員を始め、1,000の提案に対して前向きな回答がたった9つとはどういうことだと、「今まで法律はこうだったから」とか、「こうやってきたから駄目です」のようなポジショントークが非常に多いという御指摘をいただき、私から石破大臣に、「とにかく各府省は完全にポジショントークなので、あれでは駄目です。」とお話ししました。フィロソフィーに遡っての話なのか、それとも、数量とか面積の話なのかで議論を分けるべきで、フィロソフィーに係る話であれば、そのリスクはどう顕在化して、誰が負担するのかという前向きな議論にしないと先に進まないということをお話し、石破大臣から閣僚懇談会で各府省に協力を要請し、私も副大臣会議で同じ要請をさせていただきました。

2つ目は本日の議論にも出ましたが、現行規定により対応可能であるというところをいかに明確化するかが重要で、実はここに果実があって、役所の気分次第でできたりできなかったり、地域によってできたりできなかったりということではなく、ここを明確化させて標準化することが極めて重要であるので、ここを明確化するようにと事務方に指示しま

した。

最後は、内閣府がそういうポジショントークに終始している事業官庁とこれから議論して論破しなければいけないのに、内閣府自身がゼロ回答とはどういうことだという指摘をしまして、このままゼロだったら私は一切協力しないというような話をさせていただき、内閣府のほうも一生懸命、今、努力をして、多少結果が出てきたという状況です。

また、農地制度については、先日の国と地方の協議の場においても、地方六団体から、石破大臣、小泉政務官に対し提案がなされています。これは論点整理を本当にしっかりやっていたいただいているので、どこまでも平行線ということではなくて、どこかで政治決断をするということだろうと思っていますし、石破大臣を含め、我々政務は大変強い関心、問題意識を持っているということをお伝えしたいと思います。

有識者会議議員の皆様、また、提案募集検討専門部会の皆様におかれましては85時間にわたる御議論、本当にありがとうございました。今、地方創生を進めている中で、地方分権改革や規制緩和、それから、特区などはまさにコアの政策だと思っておりますし、年内にまだ時間がありますので、できるだけ成果をとるように政府としても取り組んでいきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

平副大臣には、力強く御牽引いただいていることに深く感謝する次第でございます。一層お導きいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を終了させていただきます。本当に大変遅くまで、暗くなるまで生産的な御議論を頂戴したこと深く感謝する次第です。

どうもありがとうございました。

以上